

# 寄附税制等の改正(改正NPO法・H23年度分離税制改正法(国税・地方税))の概要

## 背景

### NPO法人などのプレゼンスの高まり

- 阪神・淡路大震災(H7.1.17)後、ボランティア活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」(いわゆるNPO法)制定(H10.12.1施行)  
「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」(法目的)
- 制度発足12余年を経て、NPO法人は4万法人超
- 東日本大震災(H.23.3.11)後の復興支援においても多数のNPO法人等が活躍

(参考)主な非営利法人数

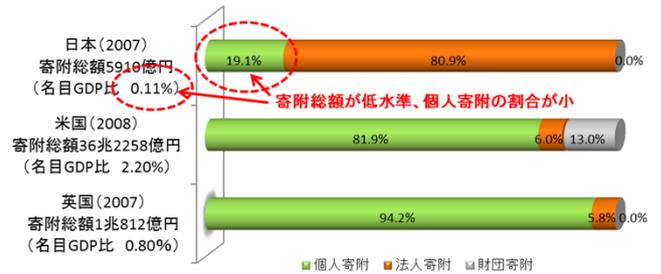
NPO法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人
42,387法人	1,778法人	18,674法人	7,935法人

(注)NPO法人数はH23年3月末、公益法人数はH23年4月1日、社会福祉法人数はH22年3月末、学校法人数はH22年4月1日時点

### 「新しい公共」の担い手を支えるニーズ

- 多様化する社会のニーズを人々の支え合い、地域の絆によって充足する必要
- NPO法人等の「新しい公共」の担い手への寄附や参画を促進する必要

日・米・英の寄附総額と寄附支出比率



(注)総務省統計局、国税庁、AARFC Giving USA2009、NCVO UK Voluntary Sector Almanac 2008より

### 認定NPO法人制度の未普及

- NPO法人支援のため認定NPO法人制度創設(H13)  
✓市民から広く支持を受けているかどうかを判定するPST:パブリック・サポート・テスト等の形式的・客観的基準を充たす法人を国税庁が認定  
✓認定NPO法人への寄附者は一定の所得控除、認定NPO法人は法人税の軽減措置(みなし寄附金制度)が受けられる
- 制度創設後10年を経て、同制度の利用は僅少【198法人(NPO法人全体の0.47%)、H23.4.1時点】



## 改正のポイント

### 【NPO法人関連】

#### 制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し

- 活動分野の追加
- 手続の簡素化・柔軟化
- 未登記法人の認証取消し
- 会計の明確化 など



#### 認定基準の緩和・仮認定制度の導入・認定等の効果の拡充

- PST基準の緩和(①～③のいずれか)
  - ①寄附金が総収入に占める割合が1/5以上(現行)
  - ②各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること
  - ③事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること
- 設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)
- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除に代えて税額控除を選択可能に(地方税とあわせて最大50%)

#### NPO法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を内閣府から地方自治体へ移管
- 認定事務も地方自治体で実施(現行の国税庁から変更)
- 事前相談、認証・認定事務やきめ細かい監督が一元的に行われ、自治体とNPO法人とが協働しやすく



### 【その他の法人関連】

- 認定NPO法人と同様の基準を充たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附者についても、所得税上の所得控除と税額控除を選択可能に
- 認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金についても、都道府県・市町村が条例で個別に指定した場合、個人住民税の税額控除の対象に

(注)●はH23.6.30～、○はH24.4.1～、\*はH23年分から適用(仮認定法人への寄附金控除はH24年分から適用)

## 期待される効果

- ☆ 信頼できるNPO法人の増加、活動の拡大・多様化、認定NPO法人制度の普及浸透
- ☆ 「新しい公共」の担い手への寄附や参画の促進  
⇒多様化する社会のニーズを、人々の支え合いや地域の絆によって充足

